

事務連絡
令和5年5月11日

都道府県
各 障害保健福祉・衛生主管部（局）
指定都市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課
厚生労働省医政局地域医療計画課

第8次医療計画における精神病床に係る基準病床数について

平素より、精神保健福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定に基づき都道府県が定める医療計画において、同条第2項第17号の規定に基づき、精神病床に係る基準病床数に関する事項を定めることとされています。

第8次医療計画における、精神病床に係る基準病床数については、その算定方法や考え方が、

- ・ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）別表第7（第30条の30関係）
- ・ 医療法第三十条の四第二項第十七号に規定する精神病床に係る基準病床数の算定に使用する数値等（平成18年厚生労働省告示第161号）
- ・ 医療計画について（令和5年3月31日付け医政発0331第16号厚生労働省医政局長通知）

において、それぞれ示されているところです。

については、令和4年度から実施している「良質な精神保健医療福祉の提供体制構築を目指したモニタリング研究」において、上記省令・告示・通知に基づき、都道府県別の精神病床に係る基準病床数を計算し、別表においてその結果を示しましたので、内容について御了知の上、今後の各都道府県における医療計画の策定の御参考としていただきますようお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省社会・援護局 障害者保健福祉部
精神・障害保健課 土屋・駒井

(E-mail) : chiikiseishin@mhlw.go.jp

別表：精神病床に係る都道府県別の基準病床数算定式の計算結果

都道府県	基準病床数算定式の計算結果		都道府県	基準病床数算定式の計算結果	
	(注1)	(注2)		(注1)	(注2)
北海道	15171	(14993 ~ 15351)	滋賀県	1814	(1795 ~ 1819)
青森県	3498	(3460 ~ 3537)	京都府	4198	(4156 ~ 4212)
岩手県	3228	(3192 ~ 3261)	大阪府	15992	(15820 ~ 16135)
宮城県	4602	(4551 ~ 4618)	兵庫県	9869	(9758 ~ 9983)
秋田県	2969	(2934 ~ 3003)	奈良県	2398	(2372 ~ 2423)
山形県	2927	(2896 ~ 2958)	和歌山県	1368	(1349 ~ 1385)
福島県	4185	(4131 ~ 4240)	鳥取県	1345	(1331 ~ 1360)
茨城県	5483	(5411 ~ 5551)	島根県	1829	(1807 ~ 1851)
栃木県	3826	(3772 ~ 3881)	岡山県	3931	(3885 ~ 3976)
群馬県	4307	(4248 ~ 4366)	広島県	7045	(6962 ~ 7128)
埼玉県	12003	(11868 ~ 12029)	山口県	4727	(4665 ~ 4788)
千葉県	10046	(9928 ~ 10122)	徳島県	2832	(2793 ~ 2871)
東京都	19585	(19396 ~ 19585)	香川県	2628	(2596 ~ 2662)
神奈川県	12080	(11952 ~ 12080)	愛媛県	3229	(3191 ~ 3267)
新潟県	5049	(4985 ~ 5114)	高知県	2717	(2685 ~ 2747)
富山県	2564	(2529 ~ 2601)	福岡県	17040	(16844 ~ 17237)
石川県	2811	(2775 ~ 2846)	佐賀県	3414	(3373 ~ 3455)
福井県	1687	(1667 ~ 1707)	長崎県	5643	(5571 ~ 5715)
山梨県	1696	(1676 ~ 1714)	熊本県	6839	(6760 ~ 6918)
長野県	3729	(3686 ~ 3766)	大分県	4059	(4005 ~ 4114)
岐阜県	3320	(3277 ~ 3359)	宮崎県	4359	(4304 ~ 4412)
静岡県	5542	(5483 ~ 5542)	鹿児島県	7217	(7122 ~ 7313)
愛知県	11508	(11375 ~ 11508)	沖縄県	4511	(4460 ~ 4561)
三重県	3699	(3652 ~ 3748)			

注) 基準病床数算定式の計算結果については、「慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合」及び「認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合」を、それぞれ最大または最小に設定した時の幅を含めて記載している。

注1：慢性期／認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合に、それぞれ0.02を加えた場合

注2：慢性期／認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合に、それぞれ、当該割合が0を下回らない範囲で最も小さくなるよう、0以上0.02以下の値を減じた場合

参考 1 : 令和 2 年における都道府県別の精神病床における入院患者数

都道府県	入院患者数	都道府県	入院患者数
北海道	16728	滋賀県	1891
青森県	3669	京都府	4535
岩手県	3295	大阪府	15670
宮城県	5061	兵庫県	9865
秋田県	3322	奈良県	2471
山形県	3046	和歌山県	1485
福島県	4445	鳥取県	1423
茨城県	5707	島根県	1928
栃木県	4053	岡山県	4216
群馬県	4488	広島県	7649
埼玉県	12117	山口県	5188
千葉県	9988	徳島県	3074
東京都	18646	香川県	2877
神奈川県	11469	愛媛県	3523
新潟県	5271	高知県	2974
富山県	2806	福岡県	18309
石川県	3099	佐賀県	3652
福井県	1821	長崎県	6419
山梨県	1823	熊本県	7648
長野県	3853	大分県	4666
岐阜県	3445	宮崎県	5087
静岡県	5332	鹿児島県	8292
愛知県	10873	沖縄県	4683
三重県	3961		

出典：令和 2 年病院報告

参考2：令和8年における都道府県別の精神病床における急性期／回復期／慢性期／認知症慢性期推計入院患者数
及び政策効果に関する割合（注1）

都道府県	急性期 推計入院 患者数	回復期 推計入院 患者数	慢性期 推計入院 患者数 (認知症を 除く)	うち 65歳 以上	X_1 (注2)	(慢性期推計入院患者 数(認知症を除く)) $\times(1-X_1)$ (注3) A (注3) B	うち 65歳 以上 (注3) A (注3) B	認知症 慢性期 推計入院 患者数	うち 65歳 以上	X_2 (注2)	(認知症慢性期入院 患者数) $\times(1-X_2)$ (注3) A (注3) B	うち 65歳 以上 (注3) A (注3) B
北海道	3871	2892	6795	4090	0.1	6116 (5980 ~ 6252)	3681 (3599 ~ 3763)	1703	1675	0.1	1532 (1498 ~ 1566)	1508 (1474 ~ 1541)
青森県	882	820	1421	788	0.1	1278 (1250 ~ 1307)	709 (693 ~ 725)	381	352	0.1	342 (335 ~ 350)	317 (310 ~ 324)
岩手県	848	641	1571	849	0.1	1414 (1382 ~ 1445)	764 (747 ~ 781)	164	152	0.0005	164 (160 ~ 164)	152 (149 ~ 152)
宮城県	925	1032	1754	1126	0	1754 (1719 ~ 1754)	1126 (1103 ~ 1126)	733	725	0.1	660 (645 ~ 674)	652 (638 ~ 667)
秋田県	769	556	1310	831	0.1	1179 (1153 ~ 1205)	748 (731 ~ 765)	350	330	0.1	315 (308 ~ 322)	297 (290 ~ 304)
山形県	822	626	1173	672	0.1	1056 (1032 ~ 1079)	605 (591 ~ 618)	307	296	0.1	276 (270 ~ 282)	267 (261 ~ 273)
福島県	894	742	2174	1321	0.1	1957 (1913 ~ 2000)	1188 (1162 ~ 1215)	425	396	0.1	382 (374 ~ 391)	357 (349 ~ 365)
茨城県	1048	1006	3225	1842	0.1	2902 (2838 ~ 2967)	1657 (1621 ~ 1694)	252	242	0	252 (247 ~ 252)	242 (237 ~ 242)
栃木県	689	606	2342	1393	0.1	2107 (2061 ~ 2154)	1254 (1226 ~ 1282)	246	228	0.057	232 (227 ~ 237)	215 (210 ~ 219)
群馬県	844	733	2447	1352	0.1	2202 (2153 ~ 2251)	1217 (1190 ~ 1244)	347	330	0.1	312 (305 ~ 319)	297 (290 ~ 304)
埼玉県	2842	2354	5043	2751	0	5043 (4942 ~ 5043)	2751 (2696 ~ 2751)	1292	1272	0.1	1163 (1137 ~ 1189)	1145 (1119 ~ 1170)
千葉県	2223	1790	4952	2671	0.015	4880 (4781 ~ 4952)	2632 (2579 ~ 2671)	650	602	0	650 (637 ~ 650)	602 (590 ~ 602)
東京都	5682	3952	8025	4378	0	8025 (7864 ~ 8025)	4378 (4291 ~ 4378)	946	868	0	946 (927 ~ 946)	868 (851 ~ 868)
神奈川県	2971	2407	5182	2518	0	5182 (5078 ~ 5182)	2518 (2468 ~ 2518)	915	844	0	915 (897 ~ 915)	844 (827 ~ 844)
新潟県	1130	906	2415	1372	0.1	2174 (2125 ~ 2222)	1235 (1207 ~ 1262)	652	621	0.1	587 (574 ~ 600)	558 (546 ~ 571)
富山県	471	428	1435	812	0.1	1292 (1263 ~ 1320)	731 (715 ~ 747)	272	260	0.1	245 (239 ~ 250)	234 (228 ~ 239)
石川県	589	552	1467	891	0.1	1320 (1291 ~ 1349)	802 (784 ~ 820)	231	231	0.1	208 (203 ~ 213)	208 (203 ~ 213)

都道府県	急性期 推計入院 患者数	回復期 推計入院 患者数	慢性期 推計入院 患者数 (認知症を 除く)	うち 65歳 以上	X_1 (注2)	(慢性期推計入院患者 数(認知症を除く)) $\times(1 - X_1)$ (注3) A (注3) B	うち 65歳 以上 (注3) A (注3) B	認知症 慢性期 推計入院 患者数	うち 65歳 以上	X_2 (注2)	(認知症慢性期入院 患者数) $\times(1 - X_2)$ (注3) A (注3) B	うち 65歳 以上 (注3) A (注3) B
福井県	441	313	764	483	0.1	687 (672 ~ 703)	434 (425 ~ 444)	178	171	0.1	161 (157 ~ 164)	154 (150 ~ 157)
山梨県	422	340	852	580	0.1	767 (750 ~ 784)	522 (510 ~ 533)	82	80	0	82 (80 ~ 82)	80 (78 ~ 80)
長野県	947	703	1801	1035	0.080	1657 (1621 ~ 1693)	953 (932 ~ 973)	235	218	0	235 (231 ~ 235)	218 (214 ~ 218)
岐阜県	704	570	1855	978	0.1	1670 (1633 ~ 1707)	881 (861 ~ 900)	210	200	0	210 (206 ~ 210)	200 (196 ~ 200)
静岡県	1494	997	2420	1413	0	2420 (2371 ~ 2420)	1413 (1385 ~ 1413)	352	342	0	352 (345 ~ 352)	342 (335 ~ 342)
愛知県	2626	1949	5734	2860	0	5734 (5620 ~ 5734)	2860 (2802 ~ 2860)	623	582	0	623 (610 ~ 623)	582 (570 ~ 582)
三重県	833	634	1946	1023	0.1	1751 (1712 ~ 1790)	920 (900 ~ 941)	328	328	0.1	295 (289 ~ 302)	295 (289 ~ 302)
滋賀県	496	333	670	397	0	670 (657 ~ 670)	397 (389 ~ 397)	247	247	0.1	222 (217 ~ 227)	222 (217 ~ 227)
京都府	1125	921	1376	922	0	1376 (1349 ~ 1376)	922 (903 ~ 922)	628	588	0.1	565 (553 ~ 578)	529 (517 ~ 541)
大阪府	4210	3066	6809	3473	0.016	6700 (6564 ~ 6809)	3418 (3348 ~ 3473)	1350	1270	0.1	1215 (1188 ~ 1242)	1143 (1118 ~ 1168)
兵庫県	2310	1964	4337	2276	0.034	4192 (4105 ~ 4279)	2200 (2154 ~ 2245)	1011	998	0.1	910 (890 ~ 930)	899 (879 ~ 919)
奈良県	612	475	1106	560	0.072	1026 (1004 ~ 1048)	519 (508 ~ 530)	165	163	0	165 (161 ~ 165)	163 (159 ~ 163)
和歌山県	314	198	853	547	0.097	770 (753 ~ 787)	494 (483 ~ 505)	15	15	0	15 (15 ~ 15)	15 (15 ~ 15)
鳥取県	362	274	571	315	0.1	514 (502 ~ 525)	284 (277 ~ 290)	142	122	0.1	127 (125 ~ 130)	109 (107 ~ 112)
島根県	377	442	823	487	0.1	740 (724 ~ 757)	438 (428 ~ 448)	197	168	0.1	178 (174 ~ 182)	151 (148 ~ 154)
岡山県	1004	705	1676	1058	0.057	1581 (1547 ~ 1614)	998 (977 ~ 1019)	493	467	0.1	444 (434 ~ 454)	420 (411 ~ 429)
広島県	1705	1437	3305	1928	0.1	2974 (2908 ~ 3040)	1735 (1697 ~ 1774)	640	631	0.1	576 (563 ~ 588)	568 (555 ~ 581)
山口県	928	940	2274	1398	0.1	2047 (2001 ~ 2092)	1259 (1231 ~ 1287)	640	590	0.1	576 (563 ~ 588)	531 (519 ~ 543)
徳島県	538	480	1652	973	0.1	1487 (1454 ~ 1520)	876 (856 ~ 895)	205	205	0.1	184 (180 ~ 188)	184 (180 ~ 188)

都道府県	急性期 推計入院 患者数	回復期 推計入院 患者数	慢性期 推計入院 患者数 (認知症を 除く)	うち 65歳 以上	X_1 (注2)	(慢性期推計入院患者 数(認知症を除く)) $\times(1-X_1)$ (注3) A (注3) B	うち 65歳 以上 (注3) A (注3) B	認知症 慢性期 推計入院 患者数	うち 65歳 以上	X_2 (注2)	(認知症慢性期入院 患者数) $\times(1-X_2)$ (注3) A (注3) B	うち 65歳 以上 (注3) A (注3) B
香川県	564	526	1314	827	0.1	1183 (1156 ~ 1209)	744 (728 ~ 761)	249	249	0.1	224 (219 ~ 229)	224 (219 ~ 229)
愛媛県	809	625	1585	995	0.1	1426 (1395 ~ 1458)	896 (876 ~ 916)	229	227	0.098	207 (202 ~ 211)	205 (200 ~ 209)
高知県	761	496	1181	742	0.1	1062 (1039 ~ 1086)	667 (653 ~ 682)	289	271	0.1	260 (254 ~ 266)	244 (238 ~ 249)
福岡県	4556	3218	7133	4400	0.1	6420 (6277 ~ 6562)	3960 (3872 ~ 4048)	2214	2121	0.1	1993 (1948 ~ 2037)	1908 (1866 ~ 1951)
佐賀県	767	711	1503	786	0.1	1352 (1322 ~ 1382)	707 (691 ~ 723)	457	454	0.1	412 (402 ~ 421)	409 (400 ~ 418)
長崎県	1149	1118	2958	2001	0.1	2663 (2603 ~ 2722)	1800 (1760 ~ 1840)	477	477	0.1	430 (420 ~ 439)	430 (420 ~ 439)
熊本県	1692	1416	3050	2043	0.1	2745 (2684 ~ 2806)	1838 (1797 ~ 1879)	714	702	0.1	643 (628 ~ 657)	631 (617 ~ 645)
大分県	698	836	2051	1338	0.1	1846 (1805 ~ 1887)	1205 (1178 ~ 1231)	527	518	0.1	474 (464 ~ 485)	467 (456 ~ 477)
宮崎県	1021	829	1942	1267	0.1	1747 (1709 ~ 1786)	1140 (1115 ~ 1165)	603	583	0.1	542 (530 ~ 554)	524 (513 ~ 536)
鹿児島県	1417	1373	3761	2469	0.1	3384 (3309 ~ 3460)	2222 (2173 ~ 2271)	756	717	0.1	681 (666 ~ 696)	646 (631 ~ 660)
沖縄県	1175	948	1884	1095	0.1	1695 (1658 ~ 1733)	986 (964 ~ 1008)	517	495	0.1	466 (455 ~ 476)	446 (436 ~ 456)

注1) ここでは入院期間ごとに、都道府県の流出入院患者数を加味している。

注2) 参考における各記号の意味は以下のとおりである。

X_1 : 慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合

X_2 : 認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合

注3) 「慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合」及び「認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合」を、それぞれ最大または最小に設定した時の幅を含めて記載している。

A : 慢性期／認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合に、それぞれ0.02を加えた場合

B : 慢性期／認知症慢性期入院患者に係る政策効果に関する割合に、それぞれ、当該割合が0を下回らない範囲で最も小さくなるよう、0以上0.02以下の値を減じた場合